

八幡平市商工会報

第106号(令和8年2月号)

発行年月日 令和8年2月5日
編集・発行 八幡平市商工会
発行責任者 会長 高橋富一
〒028-7111
八幡平市大更 35-63-85
電話 0195-76-2040
FAX 0195-76-2145



新年のごあいさつ

八幡平市商工会 会長 高橋富一

明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、当商工会の事業活動に際しまして、会員の皆様、八幡平市をはじめ関係各位から格別のご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、皆様には年の瀬のお忙しい中、地元・平舘高等学校の存続に関する署名活動に際し、多大なるご理解とご賛同を賜り、誠にありがとうございました。本取組は、単に一教育機関の存続にとどまるものではなく、将来の担い手育成を通じて、農業・観光・商工業等から成る八幡平市の経済構造を支える重要な課題であります。このたびの活動においては、市民の皆様をはじめ、関係団体、教育関係者、行政機関など、多くの関係機関のご協力を得ながら進めることができましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、地域経済は、燃料費等の物価高騰の影響などにより、依然として厳しい状況が続いております。こうした中、新しい年を迎えましたが、当会といたしましては、昨年引き続き、物価高騰対策や資金繰り等に関する各種支援制度の相談・申請支援を強化するとともに、商店街活性化事業やプレミアム商品券事業などを展開し、地域の産業・経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

当会は、地域の商工業者で組織する経済団体としての使命を果たすべく、県や市、県商工会連合会との連携を一層強化し、地域商工業の発展と会員企業の経営支援に努めるとともに、地域に密着した事業活動を推進し、地域から必要とされる商工会を目指してまいります。

会員の皆様には、商工会を積極的にご活用いただき、事業経営にお役立ていただければ幸いです。また、商工会のさらなる活性化に向け、忌憚のないご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。最後になりましたが、年頭にあたり、皆様のますますのご健勝とご繁栄を心より祈念いたしますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年となりますようお願いを込めて、新年のごあいさつといたします。

永年勤続優良従業員表彰・新年交賀会を開催

1月9日(金)、八幡平ハイツにおいて「永年勤続優良従業員表彰式」並びに「新年交賀会・表彰祝賀会」を開催しました。

永年勤続優良従業員表彰式では、佐々木市長、工藤県議会議員、工藤市議会議員、金融機関支店長の皆様を来賓にお迎えし、6事業所から28名の優良従業員の方々が表彰されました。勤続年数に応じ、全国商工会連合会会長表彰、岩手県商工会連合会会長表彰、八幡平市商工会会長表彰が贈られ、長年にわたる職務精励と地域産業への貢献に対し、敬意

と感謝の意が表されました。

引き続き開催された新年交賀会・表彰祝賀会には、佐々木市長をはじめとするご来賓、被表彰者の皆様、商工会員あわせて84名が出席しました。山田副会長の挨拶の後、佐々木市長、工藤県議会議員より新年の祝辞をいただき、和やかな雰囲気の中で交流が深められました。



受賞者記念写真



鏡開きの様子

【永年勤続優良従業員表彰を受けられた方々】（敬称略・順不同）

◎全国商工会連合会会長表彰（勤続年数30年以上）

朽木和治、小沢 等（以上 株式会社遠忠）

井上信子（株式会社十文字チキンカンパニー八幡平工場）、山本文子（株式会社八幡平温泉開発）

及川千賀子、斎藤 厚、泉澤千鶴子（以上 株式会社南部富士カントリークラブ）

◎岩手県商工会連合会会長表彰（勤続年数20年以上）

滝口義勝、伊藤 明、大森涼太（以上 株式会社遠忠）、荒木田優也（株式会社高橋板金）

田中耕輔（株式会社八幡平温泉開発）、三上順一（八幡平市産業振興株式会社）

◎八幡平市商工会会長表彰（勤続年数5年から15年以上）

【勤続15年以上】

長内 讓、妙村靖智、角掛 貢（株式会社高橋板金）、畠山愛助、畠山冷子（八幡平市産業振興株式会社）、山口信夫（株式会社十文字チキンカンパニー八幡平工場）

【勤続10年以上】

新井 翼、佐藤悠馬、佐々木大樹、広内一希、佐藤健一（以上 株式会社遠忠）

遠藤晶子（株式会社十文字チキンカンパニー八幡平工場）

【勤続5年以上】

伊藤裕樹、立花裕志、小野寺吉明（株式会社高橋板金）

◎岩手県商工会連合会会長表彰

《役員功労者》

羽沢憲英 理事、中軽米貴人 理事

《青年部役員功労者》

塚田崇博 前青年部長

【知事を囲む懇談会（12月22日）】

岩手県知事表彰（岩手県商工観光業表彰）

《役員功労者》

特別推薦枠：田村俊郎 理事

八幡平市議会との懇談会を開催

12月17日（水）、八幡平ハイツにおいて八幡平市議会との懇談会を開催し、地域商工業振興に関する要望を行いました。

当日は、市議会から工藤議長、井上副議長、羽沢産業民生常任委員長、外山副委員長、畠山議会事務局長、佐々木議事係長が出席され、商工会からは山田副会長、宮野副会長、田中事業企画委員長、工藤青年部長、宮野女性部長が出席しました。

懇談会では「八幡平市の産業振興」をテーマに、八幡平市議会第4回定例会の一般質問でも取り上げられた、①物価高騰対策（商品券発行事業、キャッシュレス発行事業等）、②岩手県立平舘高等学校の存続に関する課題のほか、八幡平市交流複合施設「8テラス」や大更駅前沿道商業用地の現況、今後の出店見通しなどについて、活発な意見交換が行われました。



工藤議長に要望書を手渡しする山田副会長

青年部 県外視察研修を実施

12月9日（火）～10日（水）東京都にて青年部は県外視察研修を実施しました。工藤青年部長を始めとする計6名の青年部員が参加しました。

9日は靖国神社、アドミュージアム、スカイツリーの視察を行いました。近代史への理解を深めた他、観光地を視察することでオーバーツーリズムの問題について肌で感じる事が出来ました。10日は東京ビッグサイトにて開催された「JAPAN BUILD TOKYO」を視察しました。国内最大級の建設業の展示会を視察し、新技術や新製品の情報に触れました。建設業の方はもちろん他業種の方からも「よい刺激を受けた。」「学びがあった。」との声があり、有意義な研修となりました。



女性部 はち暮^{くら}コラボ 2025 開催

11月22日（土）から12月25日（木）まで、女性部主催による「はち暮コラボ2025～八幡平市で暮らす私たちが伝えるすてきなもの～」を開催しました。本事業は今回で3回目となり、16事業所が参加しました。

今年度は新たに参加する事業所も多く、ボトルフラワー作成のワークショップの開催や、「はち暮コラボ」から生まれたオリジナル筆箋・ミニ壁掛けカレンダーを各店で販売するなど、多様なコラボレーションを実施しました。

普段取り扱っていない事業所の商品を販売することで新たな販路開拓につながったほか、これまで接点のなかった方々とコミュニケーションを取ることができた、との声も寄せられ、市内の商品やお店について知っていただく機会となりました。



はち暮コラボの様子（峽雲荘）

税理士による消費税・決算個別相談日のお知らせ

下記の日程で消費税・決算の個別相談会を開催いたします。より多くの会員の皆様の相談に対応するため、相談は事前予約制（電話：76-2040）とし、相談時間は20分以内となります。（時間は、10時～12時、13時～14時です。）

※1 来館時の検温、マスク着用・手指消毒に御協力願います。

※2 発熱や咳など体調が優れない方は相談をご遠慮ください。

西根・松尾地区

期 日	場 所	税 理 士
令和8年2月13日（金）	八幡平市商工会本所	高橋 登 税理士
令和8年2月20日（金）	八幡平市商工会本所	高橋 功 税理士
令和8年2月25日（水）	八幡平市商工会本所	高橋 功 税理士
令和8年3月3日（火）	八幡平市商工会本所	三上 孝 税理士
令和8年3月9日（月）	八幡平市商工会本所	工藤 重信 税理士

安代地区（予約先：商工会本所 76-2040）

期 日	場 所	税 理 士
令和8年2月17日（火）	八幡平市商工会安代支所	高橋 功 税理士
令和8年2月27日（金）	八幡平市商工会安代支所	三上 孝 税理士

確定申告会場アイーナへの来場を検討されている方へ

【盛岡税務署の申告書作成会場】 入場には整理券が必要です。

会 場 アイーナ7階（盛岡市盛岡駅前西通 1-7-1）

開設期間 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで
（土、日、祝日を除く。）

開設時間 9時から16時まで

入場整理券

- ・申告書作成会場で当日配付
- ・LINE アプリを使用して事前発行が可能です。

そ の 他

- ・無料駐車場はありません。
- ・期間中、盛岡税務署（本町通三）には申告書作成会場を設けていません。
- ・申告書作成会場ではスマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書等を作成していただきます。
- ・マイナンバーカードと利用者証明電子証明書（数字4桁）と署名用電子証明書（英数字6～16文字）の2種類のパスワードをご持参ください。

申告・納付期限

- ・所得税及び復興特別税 → 令和8年3月16日（月）
- ・贈与税 → 令和8年3月16日（月）
- ・消費税及び地方消費税 → 令和8年3月31日（火）



国税庁 LINE 公式アカウント
LINE IDは「@kokuzei」

■期限内に申告・納税を行わなかった場合

期限内に納税を行わないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。（口座振替日 所得税 4月23日（木）、消費税 4月30日（木））